

山形県地域包括ケア総合推進センター設置要綱

(目的及び設置)

第1条 県は、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制を構築するため、「山形県地域包括ケア総合推進センター」（以下「センター」という。）を設置する。

(設置場所)

第2条 県は、センターを山形市小白川町二丁目3番30号に設置する。

(実施運営)

第3条 県は、センターの運営を年度ごとに選定した民間団体に委託する。

(事業内容)

第4条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 市町村及び地域包括支援センターが実施する地域ケア会議の開催支援に関すること。
- (2) 地域包括ケアを提供する人材の資質向上に資する研修事業の実施に関すること。
- (3) 高齢者及びその家族等が抱える法律等に関する悩みの解消に向けた移動法律相談の実施に関すること。
- (4) その他目的達成に必要と認められる事業の実施に関すること。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、センターに関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。